

定 款

## 日本標識工業会

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-18-34  
池袋シティハイツ 305 号  
電話 03-3982-2661 FAX 03-3982-2684  
E-メール: [info@signs-nsa.jp](mailto:info@signs-nsa.jp)

# 日本標識工業会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、日本標識工業会（英文名 Nippon Signs Association。略称「NSA」）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京に置く。

- 2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。
- 3 支部に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

### (目的)

第3条 本会は、あらゆる標識及び表示類の標準化の推進と普及を図り、国際機関と連携しつつ経済活動の活性化と国民生活上の安全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 国内規格の策定及び普及の促進。
- (2) 国際規格策定への参加。
- (3) 標識及び表示類の品質向上の研究。
- (4) 規格適合品の自主管理の実施。
- (5) 環境に適した素材の開発及び廃棄処理の研究。
- (6) 関係官庁及び関係団体との連絡協力事項。
- (7) 研究会、講演会、懇談会、展示会等の開催。
- (8) 書籍、機関紙、パンフレット、参考資料等の刊行。
- (9) 各種監修業務
- (10) 会員相互の親睦。
- (11) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 本会の会員は法人を対象とし、正会員、賛助(A)会員、賛助(B)会員から成り、その

資格は次の各号に掲げるところによる。

1. 正 会 員：標識及び表示類の製造及び標識に用いる素材の製造を業とし、正会員 2 名以上の推薦を受け、かつ理事会にて承認を受けたもので、議決権を有するものとする。
2. 賛助(A)会員：標識及び表示類の販売、施工その他、それに関連する事業を行うもので複数の営業所を保有するもので、議決権を有しないものとする。
3. 賛助(B)会員：標識及び表示類の販売、施工その他、それに関連する事業を行うもので賛助(A)会員以外のもので、議決権を有しないものとする。

#### (入会)

- 第 6 条 正会員、賛助(A)会員、賛助(B)会員として、本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人会員にあっては、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する 1 名の者(以下「代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
  - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

第 7 条 正会員は、本会の維持に任ずる。

2. 正会員は、製造事業者登録を申請し、材料証明申請及び自主管理製品の型式及び個別試験の申請をすることができる。
3. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

#### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退会)

- 第 9 条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
    - (1)個人である会員が死亡したとき。
    - (2)法人である会員が解散したとき。
    - (3)会費の滞納が長期に及び、かつ第 2 回の催促後 1 ヶ月以内に滞納金の全額を納入しないとき。

#### (除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上

の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条 会員が第 9 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第 3 章 役員、顧問、及び参与

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事若干名とする。
  - (2) 監事を 2 名とする。
- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常務理事とする。

(選任)

- 第 13 条 理事及び監事は、正会員である法人を代表する者のうちから総会に於いて選挙する。ただし、理事 3 名以内及び監事 1 名は、正会員でない法人の代表者で会長が推薦した者のうちから選挙することができる。
- 2 会長、副会長、常務理事は理事会において理事の互選により定める。
  - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第 14 条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 2 会長は、業務を統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を処理する。
  - 5 監事は、法令(民法第 53 条)の職務を行う。

(任期)

第 15 条 役員の前任期は、2 年とする。ただし補欠の役員の前任期は、前任者の前任期間とす

- る。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員の任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその任務を行なうものとする。

( 解任 )

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第 2 号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 報酬 )

第 17 条 常務理事を除く役員は名誉職とし、無給とする。ただし、常勤の役員については、理事会の承認を経て手当で報酬を支給することができる。

( 顧問及び参与 )

第 18 条 本会に顧問及び参与を置くことができる

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与等に対して、理事会の承認を経て手当て又は謝礼を支払うことができる。

## 第 4 章 会 議

( 種別 )

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 構成 )

第 20 条 総会は、正会員、賛助(A)会員・賛助(B)会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、会議に出席して意見を述べるることができる。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に附議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 2 以上又は理事 2 名の連名をもって、目的である事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(召集)

第 23 条 総会及び理事会は、会長が収集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びに内容を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会についても準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により召集するときは、この限りでない。

4 前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 22 条第 2 項第 2 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 25 条 総会及び理事会は、構成員の過半数をもって成立する。

(議決)

第 26 条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 総会及び理事会においては、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 25 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 特別会費

- (5) 寄付金品
- (6) 資産から生じる収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始前の日から 75 日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第 34 条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後 75 日以内に総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第 35 条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分けして整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 36 条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。



## 第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び2項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得て、本会の本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

## 第7章 補則

第40条 本会は、その主たる事務所に、民法51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第41条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 42 条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第 43 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

制定 平成 16 年 11 月 25 日